Kaigo スナック西荻(団体名)会則

(名 称)

第1条 本会は、Kaigoスナック西荻(団体名)と称する。

(事 務 所)

第2条 本会の事務所は、杉並区善福寺2-14-13に置く。

(目的及び組織)

第3条 本会は、介護食を提供に関する活動(事業)を行うことにより、いつまでも美味 しく食べる街にすることを目的とする。

(事 業)

- 第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
- (1) 介護食を提供すること。
- (2) 介護食提供の場づくりを行うこと。
- (3) 介護食つくりを開催すること。
- (4) 安心して食べられる街づくりに参加すること。

(会 員)

第5条 本会の会員は、次の2種類とする。

- (1) 正会員は、この会の目的に賛同し入会したものとする。
- (2) 賛助会員は、この会の事業を賛助するために入会したものとする。

(入 会)

第6条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、会の承認を得るものとする。

(会 費)

第7条 会員の規定は特に設けない。

(退 会)

第8条 会員は、退会届を Kaigo スナック西荻に提出し任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

(1) 本人が死亡したとき

(役 員)

第9条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会計 1 名
- 2 第1項に定める役員は、会員の互選により選出する。
- 3 役員の任期は、3年とする。ただし、再任を防げない。

(職 務)

第10条 会長は、本会を代表して会務を掌る。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは職務を代理する。
- 3 会計は、本会の会計を担う。

(解 任)

第11条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、Kaigo スナック西荻の議決よりこれを解任することができる。

(1) 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(総 会)

第12条 本会の総会は、正会員をもって構成し、年に○会開催するものとする。ただし、 必要があるときは臨時に開催できるものとする。

- 2 総会は、以下の事項について議決する。
- (1) 会則、事業等の変更
- (2) 解散
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 役員の選任及び解任
- 3 総会は、正会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

(経 費 等)

第13条 本会の経費は、会費・助成金・寄付金その他の収入をもってあてる。

(事業報告書及び決算)

第14条 会長は、毎事業年度終了後6か月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第15条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

附 則

本会則は、平成29年4月1日より施行する。